

地域通貨なみなみ 規約

- 第1条 会の名称は「地域通貨 なみなみ」といいます。
- 第2条 会の主たる活動場所は「なみなみ地域」です。
「なみなみ地域」とは、葉山、逗子、横須賀、鎌倉をいいます。
- 第3条 本会は、「地域通貨 なみなみ」を用いて、一人ひとりの個性や能力を出し合い、お互いに支え合うことで、地域全体が「ゆるやかにつながり、助け合う」ことを目的としています。
- 第4条 会の管理・運営は運営委員の総意によります。会員（地域通貨なみなみの参加者）の資格は、会費の納入と「できること・してほしいことリスト」の提出によって得られます。
- 第5条 総会は毎年会計年度終了後すみやかに開かれます。会員は総会において、運営委員が作成する前年度報告と新年度計画を承認します。
- 第6条 本会は事務局を設け、運営委員が管理・運営を行います。事務局員は運営委員を兼ねるか、又は運営委員が選出します。
- 第7条 運営委員会は必要に応じて随時開かれます。会員はいつでも運営委員会に出席し、意見を述べる事が出来ます。
- 第8条 会の会計監査を行うため会計監査をおきます。会計監査は毎年総会において監査結果を報告しなければなりません。
- 第9条 会の会計年度は、4月1日から3月31日までとします。
- 第10条 本会を解散する場合は、臨時総会決議後、3ヶ月間は通常通りの運営をし、精算期間とします。その間に会員は通帳のプラスマイナスを0に近づけるよう努めることとします。解散時に精算されていない「なみ」については無効となります。
- 第11条 以上の規約に必要な規定（利用手順/なみなみとは）は、別途これを定めます。
- 第12条 本規約は2010年4月から施行します。